【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月30日
【会社名】	株式会社ベリテ
【英訳名】	Vérité Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＥＯ　　ジャベリ・アルパン・キルティクマール
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番８号
【電話番号】	０４５（４１５）８８００
【事務連絡者氏名】	管理本部長　　常川　博之
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番８号
【電話番号】	０４５（４１５）８８２１
【事務連絡者氏名】	管理本部長　　常川　博之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2026年10月30日に、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の４の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本契約を締結した年月日
2026年10月30日

(2) 本契約の相手方の属性
株式会社三菱ＵＦＪ銀行（国内銀行）

(3) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
元本の額　700百万円（既存借入額700百万円を返済し、新たに借入れ）
弁済期限　2027年１月29日
担保の内容　該当事項はありません。

(4) 本契約に付された財務上の特約の内容
（ア）2026年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を、2025年３月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計金額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
（イ）2026年３月決算期を初回とする各事業年度に係る単体の損益計算書において、経常利益の金額を０円以上に維持すること。
上記（ア）に抵触した場合又は（イ）に２期連続して抵触した場合、貸付人の請求により、本契約に基づく一切の債務について期限の利益を喪失します（上記（イ）に抵触した場合には、追加担保の差入れを行います。）。

以　上